

週休2日工事の試行に係る概要

□【試行開始時期】

岡谷市週休2日工事試行要領は令和6年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は通知を行う工事から適用します。

□【週休2日工事の概要】 ※要領第2条参照

用語の定義

(週休2日)

- ・対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

(週休2日工事)

- ・週休2日を実施する工事をいう。

(対象期間)

- ・工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、年未年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

(現場閉所)

- ・巡回パトロール又は保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4週8休以上)

- ・対象期間内の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。この場合において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

□【対象工事】 ※要領第3条参照

設計金額が1,000万円以上の全ての建設工事を、週休2日工事として発注します。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とします。

- ア. 災害復旧等の緊急を要する工事
- イ. 現場条件や施工時期に制約の多い工事
- ウ. 現場施工期間が1週間未満の工事
- エ. その他市長が対象工事に適さないと判断する工事

□【受注者の取組】 ※要領第4条参照

- ア. あらかじめ週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に記載した上で現場閉所を実施することとします。
- イ. 工事着手後に施工計画書に記載した現場閉所日を変更する場合は、事前に監督員と協議し承諾を得ることとします。
- ウ. 週休2日を実施する工事である旨を公衆の見やすい場所に明示することとします。

□【発注者の取組】 ※要領第5条参照

(週休2日対象工事を発注する場合)

- ・公告、通知文、施工条件明示書等に対象工事である旨を記載します。

(工期の設定)

- ・週休2日工事を実施する上で必要な工期を設定します。

(経費補正方法)

- ア. 発注時の設計額は、週休2日工事の実施（現場閉所率28.5%以上）を前提として、直接工事費、間接工事費等を補正した額とし、補正方法は長野県の定める週休2日工事実施要領に準じます。
- イ. 現場閉所の達成状況を確認後、受注者が週休2日を達成できなかった場合（現場閉所率が28.5%に満たない場合）、当該経費に当該補正係数を除して得た額に請負代金額を減額する変更を行います。

(その他)

- ・受注者が4週8休以上の現場閉所を行った場合は、しゅん工（完了）検査結果通知書により週休2日の達成を証明します。

お問合せ先

総務部 財政課 契約担当

電話 0266-23-4811 (内線 1535)